

ぐんま外国人適正雇用事業者認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国人の適切な雇用を誓約し、その活躍や秩序を持った共生に取り組む事業者を認証することにより、日本人と外国人が共に安心して働くことができる職場環境づくりと県経済の活性化を目指す「ぐんま外国人適正雇用事業者認証制度」に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業者

県内に本社又は事業所等があり、県内で事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主をいう。

(2) 外国人

外国籍を有する者をいう。

(認証、認証区分、及び認証要件)

第3条 知事は、要件を満たす事業者をぐんま外国人適正雇用事業者（以下「認証事業者」という。）として認めるものとする。

2 認証区分は、スタンダード認証とアドバンスト認証とし、その認証要件は次のとおりとする。

(1) スタンダード認証

ア 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」に定める不法就労助長について、該当する行為を行わないことを誓約していること。その他、申請書に定める事項を誓約していること。

イ 外国人をこれから雇用しようとする事業者も認証の対象とする。

(2) アドバンスト認証（ア、イの両方を満たすこと）

ア スタンダード認証を取得していること、又はその要件を満たしていること。

イ 外国人を雇用し、申請書に定める活躍推進や秩序を持った共生の取組が認められること。

(申請)

第4条 認証を受けようとする事業者は、ぐんま外国人適正雇用事業者認証申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、知事に申請するものとする。

(申請者の要件)

第5条 前条の申請を行おうとする者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 過去3年間に於いて、出入国又は労働に関する法令に関して違反をしていないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(3) 県税の未納がないこと。

(4) その他法令又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(認証期間)

第6条 認証の期間は、認証の日から3年間とする。

(認証書の交付)

第7条 知事は、申請者を認証する場合は、ぐんま外国人適正雇用事業者認証書（様式第2号又は第2号の2）（以下「認証書」という。）を交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 認証事業者は、申請内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、ぐんま外国人適正雇用事業者変更届（様式第3号）により、知事に届け出なければならない。

(認証書の再交付)

第9条 認証事業者は、認証書を亡失又はき損した場合は、ぐんま外国人適正雇用事業者認証書再交付願（様式第4号）を知事に提出し、認証書の再交付を受けることができる。

(認証の辞退)

第10条 認証事業者は、申請時に申告した取組を継続することが困難になる等、認証を継続することが困難になった場合は、速やかにぐんま外国人適正雇用事業者辞退届（様式第5号）により届け出なければならない。

(更新申請及び認証書の交付)

第11条 認証期間満了後も引き続き認証を受けようとする事業者は、認証期間が満了する日までに、ぐんま外国人適正雇用事業者認証申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、知事に更新の申請をするものとする。

2 知事は、前項により更新申請があった場合は、第7条に基づき認証書を交付するものとする。

(認証の取消)

第12条 知事は、認証事業者が基準を満たさないことが明らかになったとき、申請時に申告した取組を行わないことが明らかになったとき、その他認証事業者として適当でなくなったと認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認証の取消をするときは、認証事業者にその旨をぐんま外国人適正雇用事業者認証取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 認証の取消を受けた場合は、認証事業者は速やかに認証書を知事に返納するとともに、認証マークの使用を中止するものとする。

(県の支援)

第13条 知事は、認証事業者に対し、次の支援を行うものとする。

(1) 事業者名を公表することによる事業所のイメージアップ

(2) ぐんま外国人適正雇用事業者認証マークの付与

(3) その他県が必要と認める支援

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

(所掌)

第 15 条 この要綱に関する事務は、地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課において所掌する。

附則

この要綱は、令和 8 年 10 月 23 日から施行する。